

# 協 定 書

飯館村（以下「甲」という。）、株式会社野馬追サステナジー（以下「乙」という。）は、野馬追の里風力発電事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、本事業計画の実施・運営管理にあたり乙が遵守すべき基本的事項を定め周辺地域の環境保全を図るとともに、地域経済の発展のために、甲、乙が積極的な協調及び信頼関係を構築し、地域との共存を得られるよう締結する。

## （相互協力）

第2条 甲と乙とは、乙が飯館村内に風力発電設備一式（以下「本設備」という。）を設置することについて合意し、甲は、乙の事業が円滑に実施されるよう協力するものとする。

## （建設工事中の管理）

第3条 乙は、本設備の建設工事期間中は、事業用地の周辺環境等に影響を与えないよう以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣家屋及び人身に対する危険防止のため、交通安全対策、騒音、振動、防塵対策等を行うものとする。
- (2) 近隣住民の生活環境に影響を与えないよう、衛生管理、作業時間管理並びに甲が定める条例及び規則等に則り工事を行うものとする。
- (3) 本事業により本設備における電柱など送電線設備の工事を行うにあたっては、送電線設備が設置される行政区へ事前に説明を行い、円滑に工事を進めるものとする。
- (4) 本設備の建設に伴う用地造成、作業道路建設、残土置き場建設及びその他付帯工事に起因し、降雨時の土砂流出等の問題が発生した場合は、速やかな復旧に努め、被災箇所の復旧及び工事改良を行うものとする。かかる復旧、改良の費用は乙が負担する。

## （本設備の設置後の管理）

第4条 乙は、本設備について運営管理・設備類の監視を行い、本設備が常に正常かつ安全な状態で稼働するために必要な保守管理等の実施に努めるものとする。

2 乙は、本設備に故障等が生じた場合には、速やかに修理等を実施し、本設備が正常な状態で稼働できるよう復旧に努めるものとする。

3 乙は、本設備の設置後、甲が以下の事項について周辺環境に影響を与える恐れがあると認め

た場合、乙の負担により原因究明に努めるとともに、本設備が原因であることが判明した場合は、事前の現況調査結果と比較し、影響を低減するよう適切な調査及び対策を講じるものとする。

- (1) 消防無線障害
- (2) テレビ電波受信障害
- (3) 騒音障害
- (4) 影のちらつき（シャドーフリッカー）
- (5) 生活用水への影響（濁水、水枯れ等）

4 前項以外により、甲が本設備起因による周辺環境への影響が発生する恐れがあると認めた場合、乙は影響を低減するよう誠意をもって対応し、甲、乙協議のうえ、乙が対策を講じるものとする。

（業務担当責任者の選任）

第5条 乙は、本事業に関する業務担当責任者を定め、甲へ通知するものとする。

（報告及び検査）

第6条 甲は、本設備の設置後、周辺環境の保全上必要があると認めるときは、第4条各項の履行の状況について乙に対して報告を求め、又は検査することができるものとする。

2 第1項の規定による検査の結果、甲が乙に対し必要な措置を講じることを指示したときは乙はこれに合理的な範囲で行うものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査に合理的な範囲で協力するものとする。

（本設備の撤去）

第7条 本設備の撤去に関し、事業開始後は各種法令に基づき適切に撤去費用を積み立てるとともに、本事業終了後には地権者との協議のうえ本設備の撤去を乙の責任において速やかに行うものとする。

（地域貢献活動）

第8条 乙は、固定資産税の納税により甲の税込増加に寄与するとともに、甲と協議のうえ地域住民の再生可能エネルギーへの理解促進、飯館村の次世代を担う子供たちへの教育などの地域貢献活動を合理的な範囲で行うものとする。

2 具体的な地域貢献活動は別途甲乙及び地元住民と協議する。

（地元企業の活用）

第9条 乙は、事業期間において、本事業の運営管理に関連する一部作業を合理的な範囲内で地元企業へ発注するものとする。

（期 間）

第10条 本協定の存続期間は、本協定の締結日から本事業の終了日までとする。

(秘密保持)

第11条 甲、乙は、それぞれ本協定に関して知り得た相手方の業務上の秘密を遵守し、相手方の承諾を得ないで第三者（乙の親会社であるHSE株式会社、三菱HCキャピタル株式会社、乙の業務委託先である株式会社日立パワーソリューションズまたは弁護士、公認会計士、税理士その他の法令に基づき守秘義務を負う専門家を除く。）に開示・漏えいしてはならない。これ、本協定が終了した後も同様とする。

(乙による解約)

第12条 乙は、理由の如何にかかわらず以下のいずれかの事由が生じた場合又は乙の判断により本事業を中止する場合、事前にその書面をもって甲に通知することにより、本協定を解約することができる。

- (1) 天災地変その他の甲、乙いずれかの責に帰することのできない不可抗力によって、本事業が継続不能に陥った場合
- (2) 公共事業のために本事業が強制閉鎖された場合
- (3) 近隣住民若しくは各種団体等の反対運動又は行政官庁の指導により本事業が継続不能に陥った場合

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自ら又はその役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 本協定の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものでないこと。

2 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 乙が本業務の一部に関し委任、又は請け負わせる第三者（以下「再委託先」という。）が反社会的勢力であることを知って、下請負契約を締結しないこと。
- (2) 再委託先が反社会的勢力であることが判明した場合は、乙は直ちに当該再委託契約を解除し、反社会的勢力の遮断を図ること。

3 甲及び乙は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

4 甲又は乙の一方について第1項の確約に反する事実が判明した場合、その相手方は、書面で通知を行うことにより何らの催告も行うことなく、本協定を解除することができる。

5 乙について第2項の確約に反する事実が判明した場合、甲は、書面で通知を行うことにより

何らの催告も行うことなく、本協定を解除することができる。

(権利義務の承継)

第14条 乙は、合併、譲渡その他の理由により、本協定で定められた権利義務を第三者に承継させる必要が生じた場合は、事前に甲へ通知を行うものとする。また、承継する第三者に本協定の権利義務を承継することを承諾させるものとする。

(協議事項)

第15条 本協定の各規定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に記載のない事態が生じた場合は、甲、乙において協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人において署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 8 月 23 日

(甲) 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯 館 村 長

杉 岡 誠

(乙) 福島県南相馬市原町区大町三丁目30番地

株式会社野馬追サステナジー

代 表 取 締 役

石 田 桂

(立会人) 福島県飯館村八木沢字下八木沢140番地

八木沢・芦原行政区長

大和田保男